

上関原発用地埋立禁止 #25 住民訴訟の会 News

発行：上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 〒755-0031 宇部市常盤町 1-1-9 T&F 0836-21-8003
umetatekinshi@gmail.com http://umetatekinshi.wix.com/juuminsoshou
上関原発住民訴訟 郵便振替口座 上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 01390-6-52714

控訴審判決期日の報告

弁護士 田川 瞳

2020（令和2）年1月22日午後2時から、広島高等裁判所において、判決が言い渡されました。

広島高等裁判所は、知事による判断留保は違法ではないという判断をしました。その理由の概要は以下のとおりです。埋立免許の伸長許可について「正当ノ事由」の審査期間に一定の制限がある理由は、申請者の利益（具体的には、速やかに処分をしてくれることの期待や、拒否処分であっても今後の対応を考えるうえで早く知りたいという利益）を主に考慮したものである。そうすると、申請者が判断の留保に任意に同意しているときは、原則として判断留保は違法にならない。そして、本件では、申請者である中国電力が、判断留保について任意に同意していたと認められることができるから、判断留保は違法ではない。

この判決の内容は、中国電力が同意さえしていれば、いつまでも公有水面埋立免許伸長の許可の判断を引き延ばすことができると言っているものであり到底納得することができません。公有水面という公共の財産の制限を認める埋立免許がいったん与えられれば、県知事と申請者の意思のみによって、公共財産の制限が無期限に認められるというのは、公有水面の制限を規制している公有水面埋立法の趣旨に反するものといえようがありません。

判決当日、原告団は、この判決内容を受け入れることはできないとして、最高裁判所への上告受理申立てをすることになりました。この判決を最高裁判所で覆すため、怒りを力に代えて、あきらめず闘いましょう。

以上



【事務局からもひと言】

広島高等裁判所は、この度の判決の理由において、上記の通り、住民の権利については一顧だにしなかった。標準処理期間における審査期間を、一般論としての申請者の権利擁護の観点のみで解して、これが公有水面の占有に係る申請であることを捨象したのだ。

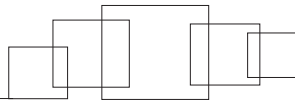
ついでに言うと、最後の準備書面で知事が主張した、原発の「不新設原則」に上関原発は当てはまらないとのデータ

ラメな主張については全く触れもしなかった。

戻ってこの住民の権利を度外視した判決は、とどのつまりは、主権在民（国民主権）を度外視した判決だと言わねばならない。してみれば、やはりわたしたちの闘いは、民主化への闘いだということである。故に諦めることはできない。

ここには間に合わなかったが、弁護団からは近々、声明が出される予定である。

山口県知事への質問書



2001 年 4 月 23 日、山口県知事が上関原発計画を最初に承諾した際に国政府に要請した「6 分野 21 項目」、2019 年 7 月 26 日の二度目の埋立免許伸張許可、そして 2019 年 10 月 31 日の海上ボーリング調査許可について、これまで三度にわたる質問と交渉を重ねましたが、知事からはまともな回答を得られていません。というよりは、回答出来ないということを現しているだけです。

しかし、沈黙は同意となりますので、諦めることなく四度目の質問（囲み文章）を、回答の有り様に対する質問も加えて提出しました。

ここに、これまでの質問と回答も合わせて掲載します。囲み文章がないところは、質問を停止したところです。若干、見難いかと思いますがご容赦下さい。知事の不埒な実態が如実に表れています。（事務局）

2020 年 1 月 28 日

山口県知事 村岡嗣政様

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会

上関原発に関する質問（4）

日頃の県民全体のためのお働きに感謝します。

12 月 27 日付の回答書を受領しました。ご回答下さったことには感謝します。しかしながら、殆ど回答にはなっていませんので下記改めて質問します。囲み罫の中が、この度の質問です。

2 月 15 日までに、文書にてご回答下さると共に、回答書は取りに伺いますので、手交して下さい。また、質疑応答の機会を設けて下さるよう要望します。

記

1. 「6 分野 21 項目」の要請について

山口県知事による、経産省資源エネルギー庁長官への 2001 年 4 月 23 日付文書（商政第 65 号。以下「意見書」）に対する、2010 年 2 月 9 日付の経産省資源エネルギー庁ならびに原子力安全・保安院による文書「上関原子力発電所計画に係る「知事意見」に対する国の対応状況について」（以下「回答書」）を確認しました。

(1) 本来ならば、あの福島原発事故を直視し、知事は改めて同意・不同意の判断を為すべきです。見解を伺います。

回答) 現在、国から何らかの判断を求められているわけではなく、お示しのような同意・不同意の判断をする考えはない。

質問) 「6 分野 21 項目」の要請は誰のために為したのでしょうか。

回答) 平成 13 年 4 月 6 日、経済産業省資源エネルギー庁長官から知事あてに上関原子力発電所計画の電源開発基本計画への組入れについて意見照会があり、県民の安心・安全を守るという観点から、同月 23 日に、6 分野 21 項目の知事意見を提出したものです。

(2) 「回答書」は、福島原発事故前の組織や法規を前提にしており、少なくとも知事は現行の組織と法規に基づいた回答書を得ておくべきです。現行の回答では、責任主体も根拠も曖昧であり、「意見書」の意味を損失していると言わざるを得ません。見解を伺います。

回答) 福島第一原子力発電所の事故以降、上関原発建設計画に係る国の審査会合は現在まで

開催されていないことから、県として国の対応状況を確認する状況にはない。

質問) 回答になっていません。福島原発事故を受けて、国政府は新たな組織と法規に改変したのであり、明らかに回答書の前提を欠いた状況に変わっています。従って当然、新たな回答書を得るべきだと考えますが、見解を伺います。

回答) 県としては、6 分野 21 項目の知事意見について、国の安全審査の状況等、計画の進捗状況に応じて、適宜適切に国の対応をチェックしていくこととしていますが、11 月 29 日付けで回答したとおり、福島第一原子力発電所の事故以降、上関原発建設計画に係る国の審査会合は現在まで開催されていないことから、県として国の対応状況を確認する状況にはありません。

質問) 不要な言葉を連ねていますが、6 分野 21 項目が「県民の安心・安全を守る」ためであるならば、国の審査会合が開催されていないことを、県庁自らが新たな回答を得ない根拠とするのは筋違いです。最低限でも、その旨の回答は国政府から得ておくべきです。現にこうして県民からの要請もある訳ですから、山口県政としては国政府に問い質し、新たな回答書を得るべきだと考えます。見解を示して下さい。

(3)「回答書」の「2 安全確保等について (1)、(2) について」において、国政府は県民等に説明すると回答していますが、説明会は実施されたのでしょうか。されたとしたらいつ何処で実施されたのでしょうか。もしも未実施であれば、公有水面埋立免許及び一般海域占用許可をされている知事としては、すなわち上関原発建設推進を容認している知事としては必然的に、早急に実施を求める責任があるというべきです。ご回答下さい。

回答) お示しの国の回答書にある説明会は開催されていないが、福島第一原子力発電所の事故以降、上関原発建設計画に係る国の審査会合が開催されていない中で、説明会の実施を国に求める考えはない。

質問) 回答になっていません。福島原発事故以前においても説明会が約束されていたところ、事故後はなおのこと説明会が求められるべきところです。しかも、山口県知事は国政府による当該地の重要電源開発地点の指定に依拠して、上関原発建設は見通しのある事業としているのでしょうか。改めて見解を求めます。

回答) 県としては、6 分野 21 項目の知事意見について、国の安全審査の状況等、計画の進捗状況に応じて、適宜適切に国の対応をチェックしていくこととしていますが、11 月 29 日付けで回答したとおり、福島第一原子力発電所の事故以降、上関原発建設計画に係る国の審査会合が開催されていない中で、説明会の実施を国に求める考えはありません。

質問) 回答になっていません。国が審査会合を開催していないことと、山口県が説明会の実施を国に求めないこととはどういう関係があるのでしょうか。国政府が原発の新增設をしないと宣言しているにも拘わらず、上関原発を進めている山口県知事としては、自治体である山口県の主体において説明会開催を求めるべきだと考えます。

2. 公有水面埋立免許の 3 年 6 ヶ月延長許可について

(1)中電のいう 2013 年施行の「新規制基準」とは「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」であるとのこと。しかしこれは、新規原発である上関原発に関して適用できる基準なのでしょうか。法的根拠を踏まえてご説明下さい。

(2)原子力規制庁によれば、そもそも新規原発設置のための新規制基準は策定作業にも入っていないとのこと(2019 年 6 月 7 日に実施した、原子力規制庁との協議の記録メモを以下に転記しておきます)。この事についての見解を、前項との関わりでご説明下さい。

当方) 新規制基準は既設のであり、新設の基準はないのではないのか。

正岡秀章(原子力規制部審査グループ実用炉審査部門監理官補佐): その通りである。

当方) 新增設は想定無しだから、基準はないのか。

正岡) 検討すらしていない。

回答) <(1) 及び (2) に対する回答> 新規制基準は、原子炉等規制法に基づき事業者と原子力規制委員会との間で行われる原子炉設置許可手続に係るものであり、県は直接の当事者ではないため、お尋ねの上関原発に関して適用できる基準なのかどうかや、新規原発設置の際の取扱いを含め、承知していない。

質問) 非合理的で根拠のない延長許可であったと言わざるを得ません。国政府への問い合わせをする責任があります。調査の上、ご回答下さい。

回答) この度の延長申請については、原発の安全審査に万全を期するためにボーリング調査を実施するとの中国電力の主張に合理性があり、期間延長に正当な事由があると認められたことから、延長を許可したものです。なお、お示しの新規制基準が上関原発に適用されるかどうかは、公有水面埋立法に基づく期間延長の正当な事由の審査に必要なことから、国に確認する考えはありません。

質問) 回答になっていません。「新規制基準」なるものを上関原発に適用することの正否は、当然、ボーリング調査実施の正当の根拠に関わることです。「必要がない」理由を分かるようにご説明下さい。

(3) 期限までに竣功できなかった事由にボーリング調査の必要の発生があることについて、合理的説明を求めましたが、頂いた回答は合理的な説明とは到底言えません。改めてご説明下さい。

①中国電力(株)は、2013 年の「新規制基準」に照らして陸上ボーリング調査検討を 2016 年 8 月上旬までしたというが、3 年余もの検討期間が合理的である根拠は。

②更には、海上ボーリング調査決定(2019 年 5 月下旬)まで 6 年余を費やしているがこの期間が適正で合理的である根拠は。

回答) 申請書及び補足説明回答書において、海上ボーリング調査の実施を決定するまでの経緯について詳細な説明がなされており、その説明に合理性があると認めたところである。

質問) 申請書及び補足説明回答書にも合理的な説明はありません。当該図書の何処に合理性があると認めたのでしょうか。お示し下さい。

回答) 申請書及び補足説明回答書において、海上ボーリング調査の実施を決定するまでの経緯について詳細な説明がなされており、県としては、原発の安全審査に万全を期するためにボーリング調査を実施するとの中国電力の主張に合理性があると認めたところです。

質問) 全く回答になっていません。最初の質問①と②について、中国電力(株)の申請図書の該当箇所を示して誠実にご回答下さい。

(4) そもそもこの度の延長 3 年 6 ヶ月の中 6 ヶ月が海上ボーリング調査に見込まれていますが、海上ボーリング調査期間を公有水面埋立免許に含めることが出来る法的根拠についてご説明下さい。

回答) 10 月 30 日付けで回答したとおり、埋立工事に先立って海上ボーリング調査を実施しなければならないことが主張されていることから、海上ボーリング調査の所要期間と合わせて、竣功期限を工事着手の日から 13 年 3 月以内としたものである。

質問) 法的根拠について尋ねています。ご説明下さい。

回答) この度の延長申請については、公有水面埋立法第 13 条の 2 第 1 項に基づき、期間延長に正当な事由があり、許可要件を満たしていると認められたことから許可したものです。

質問) 公有水面埋立法第 13 条の 2 第 1 項は「都道府県知事正当の事由ありと認むるときは免許を為したる埋立に関し埋立区域の縮少、埋立地の用途若は設計の概要の変更又は前条の期間の伸長を許可することを得」とあるのであり、埋立の前提となる調査を含めることは不当です。知事の法理解では、今更ながらに環境アセス調査であろうが、権利者の不同意発覚のための調停処理であろうが、埋立に必要な諸事務は全て埋

立免許期間に含めることができるということになり、公有水面埋立法を逸脱していると言わねばなりません。合法というならば適切な法的根拠を示して下さい。

- (5)仮に前項が可能だとしても、公有水面埋立法は「埋立地の用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体(港務局を含む)の法律に基く計画に違背せざること」(第四条 1 三)と定めており、先に一般海域占用許可を必要とすると解すべきと考えます。ご見解を示して下さい。

回答) 一般海域の占用許可は、一般海域の利用に関する条例に基づく手続であり、埋立免許の延長許可とは法体系を別に行っていることから、それぞれの許可に先後はない。この度の延長申請については、公有水面埋立法に基づき、期間延長に正当な事由があり、許可要件を満たしていると認められたことから許可したものである。

質問) 引用した条文にあるとおり、公有水面埋立免許は「国又は地方公共団体の法律に基づく計画に違背せざること」が前提条件です。すなわち、一般海域の占用許可は埋立免許に先行しなければなりません。まさに「法体系を別に行っている」(一般海域の利用に関する条例第四条一)にもかかわらず、一般海域の占用許可を公有水面埋立免許に組み入れ、無理矢理に埋立免許延長を許可したのは知事ご自身です。つまり、今更ながらに海上ボーリング調査の必要が生じ、しかもその申請もない、従って許否の判断もない中、それらも含めて埋立免許に含めるのは、実質的に一般海域占有許可の審査権の放棄というべきものです。更には免許延長申請の必要の法的根拠すら不知である(2-(1)(2)回答)とは、無責任極まりないと言わざるを得ません。合理的すなわち法規に則ってご説明下さい。

回答) 11 月 29 日付けで回答したとおり、一般海域の占用許可は、一般海域の利用に関する条例に基づく手続であり、埋立免許の延長許可とは法体系を別に行っていることから、それぞれの許可に先後はなく、一般海域の占用許可を埋立免許の延長許可に先行しなければならないとの御指摘は当たりません。なお、お示しの公有水面埋立法第 4 条第 1 項第 3 号は、当初免許の基準を定めた規定であり、延長許可への適用はなく、また、一般海域の占用許可は、同号の「国又は地方公共団体の法律に基づく計画」には該当しません。

質問) 回答になっていません。「法体系を別に行っていることから、それぞれの許可に先後はなく」と言いながら、公有水面埋立法により海上ボーリング調査を実質免許しているのは全く不合理です。海上ボーリング調査許可審査を実質放棄したと言わざるを得ません。実際、中国電力(株)は、あなたが許可した調査計画を全く実行出来ていません。許可権者の責任は重大です。ご説明下さい。

- (6)国政府は、新規原発の設置は「想定していない」としているものであり、この度の延長許可には正当な事由は認められません。知事が唯一の根拠としている重要電源開発地点指定は、その指定要件の一つ「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること」(同規程第四条 5 四)を最早満たしていないことは明らかだからです。またこのことは、同指定権者である経産大臣に重ねて確認したところ(2019 年 9 月 2 日付質問と確認、同年 9 月 9 日付回答、同年 9 月 10 日付質問と確認。9 月 10 日付文書に対する回答は無し。いずれも 11 月 18 日付質問書(2)に添付)、大臣も認めたところです。ご見解を示して下さい。

回答) 10 月 30 日付けで回答したとおり、この度の延長申請については、「上関原発に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えていない」との見解が、今回、改めて国から明確に示されたことから、土地需要があると判断し、延長を許可したものである。

質問) 重要電源開発地点指定は、①国政府が指定の根拠を、事業者と知事を含めた地元の意向としていること、②既に指定の要件を欠いており国政府もそれを認めていることから、公有水面埋立免許延長の合理的根拠とは到底なり得ません。国政府が上関原

発を含めた新規原発建設はリプレースしないと公言していることを知事が無視する理由についてご説明下さい。

回答) 原発の新增設について、国会答弁などで「現時点で想定していない」との考え方が述べられていることは承知していますが、10 月 30 日付け及び 11 月 29 日付けで回答しており、この度の延長申請については、「上関原発に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えていない」との見解が、今回、改めて国から明確示されたことから、土地需要があると判断し、延長を許可したものです。

質問) 全く回答になっていません。経産大臣による重要電源開発地点指定がその正当性を失っていることは、既に指摘したとおり大臣自身が認めているところですが、ここで質問しているのは「国政府が上関原発を含めた新規原発建設はリプレースしないと公言していることを知事が無視する理由」についてです。ご説明下さい。

3. 海上ボーリング調査

(1) 条例に基づく「一般海域占用許可基準」には「許可の条件」として「申請書の記載事項に関する条件のほか…」とありますが、田ノ浦周辺を漁場とする祝島漁協及び漁民の合意は得られていません。にもかかわらず許可した理由についてご説明下さい。

(2) 知事は 11 月 5 日、中国電力（株）に対して「海域周辺で漁業や遊漁が行われる可能性があり、事故やトラブルのないよう対処」することを口頭で伝えたそうですが、これは事故を懸念したこと、すなわち権利者の合意を得ていないことを認知していたということです。すなわち許可すべき状況ではなかったということですが、ご見解を示して下さい。

回答) <(1) 及び (2) に対する回答> 条例の手續に必要な利害関係人の同意書が添付されており、申請内容が一般海域の利用に関する条例の許可基準に適合していることから許可したものである。

質問) 法的に「利害関係人」には、田ノ浦周辺を漁場とする祝島漁協及び漁民が含まれます。また知事はこの事を知っていたからこそ、許可後の工事前に事故やトラブルがないよう中電に注意していたのでしょうか。すると知事は、同許可申請の審査にあたり、中電に対して、補償対応補完作業を為すよう指導すること及びその結果としての必要図書追加請求を恣意的に怠ったこととなります。何故に祝島漁協及び漁民は除外されるのか、ご説明下さい。

回答) 一般海域の占用許可に当たっては、一般海域の利用に関する条例の施行規則により利害関係人の同意書の添付を義務付けていますが、利害関係人は、占用区域において、排他・独占的な権利である漁業権を有する者であり、この度の占用許可については、利害関係人である山口県漁業協同組合の同意が添付されています。したがって、御指摘は当たりません。

質問) 同意を要する者を「利害関係人は、占用区域において、排他・独占的な権利である漁業権を有する者」と限定できる法的根拠はなんのでしょうか。むしろ、一般海域の利用に関する条例は「公衆の一般海域の利用に著しい支障」が生じる場合、許可してはならないと定めています（第 5 条一）。知事自らが工事前に事故やトラブルがないよう事業者には注意する状況は、許可してはならない状況であったことの証左に他なりません。事実、「複数の船舶が当該海域に停泊したこと等により」（2019 年 12 月 16 日付中電発表）として、事業者は海上ボーリング調査の延期を発表しました。知事の調査許可の無責任さは厳しく問われなければなりません。見解を伺います。

(3) 上関原発着工の見通しが不明な中で何故許可できるのでのでしょうか。「一般海域占用許可基準」の「2 占有許可の基本方針」には「社会経済上必要やむを得ない場合」のみ許可するとあります。ご説明下さい。

回答) 一般海域の占用許可は、原子力発電所本体工事とは別の、一般海域の利用に関する条

例に基づく手続である。申請では、海上ボーリング調査について、原発の安全審査に万全を期すために実施するとの事業者の説明に合理性があることが認められ、申請内容が条例の許可基準に適合していることから許可したものである。

質問) 一企業の願望は「社会経済上必要やむを得ない場合」には該当しません。知事が、本ボーリング調査を「社会経済上必要やむを得ない場合」に該当すると見なした理由を、県民が分かるようにご説明下さい。

回答) 一般海域の利用に関する条例の目的は、一般海域の適切かつ公平な利用を確保することです。例えば、通信ケーブルの設置など、事業者の諸活動は想定されており、条例の許可基準に適合するものについては、これまで許可を行っているところです。

質問) 全く回答になっていません。事業の目的について質問しています。事業者のこの度の海上ボーリング調査の目的は、上関原発建設のためであることは周知の事実です。従って、知事は上関原発建設が「社会経済上必要やむを得ない場合」と理解していると考えざるを得ません。ご説明下さい。

(4) 漁業への影響も含めた、環境影響をどのように評価して許可に至ったのかご説明下さい。

回答) この度の一般海域占用申請については、ごく限られた範囲で、かつ、その期間も短期間の占用行為であり、申請内容が条例の許可基準に適合していることから許可したものである。

質問) 環境影響については考慮しなかったということでしょうか。明確にご回答下さい。

回答) この度の一般海域占用申請については、一般海域の利用に関する条例に基づき、自然的環境を損なわないかも含めて審査を行い、申請内容がごく限られた範囲で、かつ、その期間も短期間であり、「公衆の一般海域の利用に著しい支障が生じないものであること」という条例の許可基準に適合していることから許可したものです。

4. 山口県庁の姿勢について

(1) 回答全般について、明らかに回答になっていない回答が多すぎます。つまり、質問を受け止めずして、多々回答されているという意味です。もし、質問に不明な点があれば、確認の上、回答するようにすべきではないでしょうか。万が一、恣意的にこうした回答をさせている、あるいはしているのだとしたら、地方公務員法他により処罰の対象となる事柄です。見解を示して下さい。

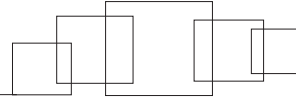
(2) わたしたちは、免許等の権限者である知事に質問をしていますが、知事は一度も説明に出てきたことはありませんし、回答者として名前すら出していません。更には、その代理である職員すらも、文書のみで済ませようとしています。もっともその理由を裁判で係争中だと強弁していますが、実際はそうして係争中ではない事柄をも含めているのであり、到底公正とは言えない振る舞いです。また、当方からの、回答文書についての説明要請を断るに際しても、断りの連絡すらもしない、無視するという仕方をされています。こうした有り様は主権在民を軽視した有り様であることはもとより、やはり地方公務員法他による処罰の対象となる事柄だと思います。見解を示して下さい。

以上

会費を納入して下さい 1,000 円／年

登録情報に変更がなければ振替用紙への記載は、お名前の他に郵便番号または電話番号だけでも結構です。登録状況は封筒宛名右 (E-mail の方は本文冒頭) にてご確認下さい。過去未納の場合は、継続するところまで遡っての入金となりますので、ご了承ください。

事務局報告



1. 2019 年度会計 (2019.9.1 ~ 2019.12.31)

(1) 通常会計 会の運営に用いられます。

(円)

収入					支出				
科 目	予算	期間	年度累計	備 考	科 目	予算	期間	年度累計	備 考
会 費	170,000	21,000	139,000		会議費	15,000	0	1,519	
寄付金	150,000	91,000	205,000	下欄	事務費	20,000	3,835	10,854	7-8 月分
前年度繰越	865,899	0	865,899		広報費	150,000	35,418	111,703	News 他送料
雑収入		3,000	3,000		次年度繰越金	500,000	0	0	
					活動費	270,000	54,540	117,060	
					旅 費	200,000	54,000	102,940	高裁旅費補助
					その他	70,000	540	14,120	
					雑 費	23,000	3,295	9,845	
					雑 費	3,000	0	0	
					手数料	20,000	3,295	9,845	郵便振替
					予備費	207,899	—	—	
					小 計	1,185,899	97,088	250,981	
					残 高	0	17,912	961,918	
合 計	1,185,899	115,000	1,212,899		合 計	1,185,899	115,000	1,212,899	

【寄付金協力者 (敬称略)】

勝津 真理 河濟 盛正 鋤野 保雄 中村 光一 藤本 明美 宮本 京子
 河合 喜代 草地 妙子 島村眞知子 馬場 浩太 堀田 雅子 宮本 輝男
 河北 洋子 倉増 孝子 田村伊美子 廣岡 綾子 松井 敏男 柳田由紀子
 日本基督教団岩国教会 (他匿名 3 件)

(2) 裁判費会計 裁判に要する印紙代や送料等、弁護士事務所で負担している実費の補填に用いられます。

(円)

収入				支出			
科 目	期間	年度累計	備 考	科 目	期間	年度累計	備 考
前年度繰越金	0	163,000	前号誤記	弁護士事務費補助	0	0	
寄付金	79,000	188,000	内訳下欄	残高	79,000	351,000	
合 計	79,000	351,000		合 計	79,000	351,000	

【裁判費協力者 (敬称略)】

河合 喜代 倉増 孝子 那須 正幹 (他匿名 2 件)
 河濟 盛正 島村眞知子 宮本 輝男

2. 会員登録状況 会員登録者数 176 名 (2020/1/25 現在)

上関原発用地埋立禁止住民訴訟とは

山口県知事が上関原発建設のため上関町田ノ浦の公有水面埋立を中国電力に免許してから 3 年、竣工期限の前日 2012 年 10 月 5 日、中電は竣工期間延長許可申請を知事に提出。これに対し知事は中電から 4 度にも及ぶ補足説明を経て、2013 年 2 月 26 日、標準処理期間も越えて許可の判断をしませんでした。続いて知事は、同年 3 月 19 日、今度は回答期限を 1 年とする 5 度目の補足説明を中電に求め、更にまた 1 年、また 1 年と、都合 7 回の補足説明を求めるという行為によって、その間、免許は失効しないとしたのです。そして、2016 年 8 月 3 日、正当な理由などない中、免許伸張をしたのです。

これは明らかな権力の濫用であり、公有水面埋立法違反です。

公有水面埋立法では免許期間の延長については先ずもって「正当の事由」が認められなくてはならないとあり (13 条の 2)、更に「正当」の内容についても別途定めがあります (『港湾の行政の概要』)。

この行政の権力濫用に対して、2013 年 6 月 11 日、市民有志によって違法な公費支出に対しての住民監査請求が行われましたが、同年 8 月 2 日、却下の決定が下されました。そこで、監査請求人が原告となり 2013 年 8 月 30 日に提訴されたのが「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」です。

2018 年 7 月 11 日、山口地裁は山口県知事の行為は裁量権の逸脱であり違法と判示、県側に 240 円の返還請求を命じました。これに対して県側は、十分な反論をさせて貰えなかったなどと身勝手極まりない理由で、また議会を経ることもなく控訴。またしても違法な公費支出の上塗りをしました。

2020 年 1 月 22 日、4 回の口頭弁論を経て広島高裁は住民側の勝訴部分を取消し、県側の全面勝訴という不当判決を言い渡しました。判決の理由は、判断留保が長くとも申請者である中国電力が容認していたのだから違法ではないというものでした。

この住民無視の主権在民にも反する判決に対して、住民側は上告準備を始めました。